青森労働局からのお知らせ

令和８年 11 月

年末年始における年次有給休暇の取得促進に努めましょう



事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

年次有給休暇は、正社員、パートタイム労働者、シフト制労働者などの区分に関係なく、法律の要件を満たしているすべての労働者に付与されます。

これらすべての労働者の年次有給休暇の取得促進のためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※１）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※２）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、雇用環境・均等室にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）
https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

（※１）年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※２）年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば年５日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

（シフト制労働者について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html

（※）シフト制労働者に係る年次有給休暇について、その円滑な取得を図ること等を目的として、令和８ 年６月に留意事項が改正されています。
詳しくはこちらをご確認ください

お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕017 - 734 - 4211
関係資料：別添１（年次有給休暇取得促進リーフレット）

「女性の活躍・両立支援総合サイト」について

「女性の活躍・両立支援総合サイト」（https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/）は厚生労働省が運営するウェブサイトです。
「女性の活躍推進企業データベース」「両立支援のひろば」に掲載されている企業の情報を一元的に検索することができます。

・コンテンツの紹介
「女性の活躍推進企業データベース」
●女性の活躍推進企業データベースを使った企業研究の解説動画
●企業ランキング
●女性活躍推進に取り組む企業の事例集
●企業公表データのダウンロード

「両立支援のひろば」
●両立診断サイト…自社の取組状況を診断してみましょう
●Ｑ＆Ａ集…疑問に思ったときはこちらをご覧ください
●両立支援に取り組む企業の事例…企業の好事例を紹介しています

お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕017－734－4211